
プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **第 535 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析について聞かれた意見

（会計処理に関する基本的な考え方）

2. 事務局の整理及び議論の進め方に異論はない。
3. バーチャル PPA の商品先物取引法上の取扱いについては、経済産業省が一定の見解を公表しており、全体として証書の売買契約と判断できる場合には、商品先物取引法の適用はないとされている。要件としては、取引対象となる環境価値が実態のあるものであること、及び発電事業者から需要家への環境価値の権利移転が確認できることである。この 2 点が満たされる場合は経済実態としては証書の売買であると認識している。会計はより経済実態を表すという観点からも事務局の提案に賛成する。
4. 長期契約であることから契約期間中に様々な事象（発電所の停止や契約解除、ペナルティの支払いなど）が生じる可能性がある。当面の取扱いとして基準開発を行う際にどこまでの事象を検討に含めるべきか議論のあるところだと考えるが、取引の経済実態を分析するうえでいくつかのシナリオを検討してはどうかと考える。
5. IFRS では不利な契約の概念があるが、日本基準では長期契約について含み損が生じるような場合、財務諸表においてどのように表現することが適当か検討する必要はないか確認したい。
6. 差金決済の特徴も取引の要素の 1 つであると考えため、今回の基準開発の中で当該要素を含めた取引の解釈をもう少し詳細に示したうえで、非化石証書の取得として扱うことが適当と考えた旨を説明する必要があると考える。

（非化石証書の取引に関するプロセスの概要及び分析）

7. 法的には契約締結時点で非化石証書を受け取る権利も対価を支払う義務も発生していると考えられる。法的な権利義務と会計上の権利義務が混同されないように説明を明確化してはどうかと考える。
8. 「需要家において非化石価値を証書化する」という表現の趣旨が明確ではないと考える。一般的には、非化石価値を証書化することで、その価値を譲渡することができるようになると考えられるため、需要家における「証書化」が単なる証書の出力を指しているのか誤解がないように表現の趣旨を明確に記述していただくことが良いと考える。

(会計処理の検討)

論点の整理

9. 長期契約であるため、カウンターパーティーリスクとして発電事業者が破綻した場合などにどのようなリスクがどの程度発生する可能性があるのかについて、財務諸表利用者が情報を必要とすることが考えられる。

対価の支払義務に関する負債の認識時点

10. バーチャル PPA を非化石証書又は非化石価値の取得ととらえる観点から、まずは権利側の検討から進めることが考えられる。権利の移転時点がとらえにくいことから、負債の認識時点を先に検討していると理解しているが、未履行契約とも考えられるため、権利側の処理に関する分析がされていない間は、負債の認識時点が認定時点で良いかどうかを判断することは困難であり、今後の権利側の処理と併せて検討したいと考える。
11. 実務的な観点から負債を認定時点で認識する事務局提案に賛成であるが、他の選択肢に関する将来的なニーズの可能性についても検討いただきたい。負債認識時の借方の分析を踏まえての議論になると考えるが、例えば自己使用の目的に沿って費用認識する場合を前提に考えると、将来的には取引の重要性が増すにつれて、コスト管理上、認定時点よりも発電時点に近いタイミングで費用認識する選択肢のニーズが生じる可能性があると考えられる。

以上